

第1部 総 説

第1章 環境行政の課題と動向

1 地球温暖化問題への取組

2021年（令和3年）8月に公表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書第I次作業部会報告書」では、気候変動の原因について、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない」と初めて明記されました。

また、世界の平均気温は、少なくとも今世紀末半ばまでは上昇を続け、向こう数十年の間に二酸化炭素及びその他の温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、21世紀中に、パリ協定に盛りこまれた1.5°C及び2°Cを超えて上昇すると予測されており、温室効果ガスの排出抑制は世界的な喫緊の課題となっています。

（1）世界の動向

1992年（平成4年）に地球温暖化問題に対処するための国連の「気候変動枠組条約」が採択され、1994年（平成6年）に発効したほか、1997年（平成9年）に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」では、先進国の温室効果ガスの削減を約束する「京都議定書」が採択され、先進各国が第一約束期間（2008年（平成20年）～2012年（平成24年））の温室効果ガス排出量の削減目標を定めました。

京都議定書第一約束期間以降の温室効果ガスの排出削減については、2009年（平成21年）にコペンハーゲンで開催されたCOP15以降、気候変動枠組条約締約国会議で議論が進められてきましたが、2015年（平成27年）にパリで開催されたCOP21においては、地球温暖化に関する新たな国際的な枠組みである「パリ協定」が採択され、2016年（平成28年）11月4日に発効しました。

（2）国の取組

我が国では、1998年（平成10年）に地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）を制定し、地球温暖化対策に取り組んでいます。

2005年（平成17年）には京都議定書の第一約束期間における基準年比6%削減の約束の達成に向け、「京都議定書目標達成計画」を閣議決定するとともに、2008年（平成20年）には地球温暖化対策推進法を改正しています。

また、税制による地球温暖化対策を強化するため、地球温暖化対策のための課税の特例を設ける「地球温暖化対策のための税」が導入され、2012年（平成24年）から施行されているほか、再生可能エネルギー源の利用を促進するため、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスを用いて発電された電気を、国が定める一定の期間及び価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける「固定価格買取制度」が、2012年（平成24年）から開始されました。

これらの取組により、第一約束期間中の5か年平均の総排出量は、森林吸収源及び京都メカニズムクレジットを加味すると基準年比8.7%減となり、京都議定書の目標である基準年比6%減を達成しました。

2015年（平成27年）には、国の新たな温室効果ガス削減目標を2030年度に2013年度比26%減とした「日本の約束草案」を国連事務局に提出したほか、気候変動の影響への適応計画を策定し、2016年（平成28年）には地球温暖化対策計画を策定しました。

また、2020年（令和2年）10月には、2050年カーボンニュートラルを表明し、2021年（令和3年）年4月には、2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比で46%減とすることが示されました。同年5月に

は、地球温暖化対策推進法を改正し、2050 年のカーボンニュートラルの実現を目指すことを基本理念に盛り込むなど、脱炭素社会の実現に向けた取組を加速しています。

さらに、気候変動に対する様々な影響に対して調整のとれた取組を計画的かつ総合的に推進するため、2018 年（平成 30 年）6 月に気候変動適応法を制定したほか、同年 11 月には「気候変動適応計画」を閣議決定し、気候変動適応に関する施策を推進しています。

パリ協定の主な内容

- ・世界共通の長期目標として、産業革命前からの地球の平均気温の上昇を 2℃未満に抑え、1.5℃に抑える努力を追求する。
- ・すべての国が温室効果ガスの削減目標を 5 年ごとに提出・更新する。
- ・締約国は、適応（気候変動の悪影響への対処）能力を拡充し、強靭性を強化し、脆弱性を減少させる世界全体の目標を設定する。

（3）県の取組

① 秋田県地球温暖化対策推進条例

本県では、地球温暖化対策推進法が制定されたことを受け、1999 年（平成 11 年）に「秋田県地球温暖化対策地域推進計画（温暖化対策美しい国あきた計画）」を策定し、地球温暖化対策についての全県的な取組を本格的に開始しました。

2007 年（平成 19 年）3 月には、同計画を改訂し、温室効果ガス排出量を 2010 年（平成 22 年）までに、基準年比で 9.5% 削減することを目標とし、引き続き温暖化対策に取り組んできました。

しかし、2010 年（平成 22 年）に算定した 2007 年度（平成 19 年度）における本県の温室効果ガス排出量は、基準年の 1990 年（平成 2 年）を約 27% 上回っており、県民総参加で地球温暖化対策を一層推進していくことが必要となりました。

このため、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、県、事業者、県民及び旅行者等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関し必要な事項を定めた「秋田県地球温暖化対策推進条例」を 2011 年（平成 23 年）3 月に制定しました。

② 秋田県地球温暖化対策推進計画

「秋田県地球温暖化対策推進条例」に基づき、2020 年度（令和 2 年度）の目標年度における温室効果ガス排出量を、基準年（1990 年度（平成 2 年度））比で 11% 削減（森林吸収量は含まない。）する「秋田県地球温暖化対策推進計画」を 2011 年（平成 23 年）4 月に策定しました。

2017 年（平成 29 年）3 月には、2016 年（平成 28 年）5 月に国が地球温暖化対策計画を策定したことを踏まえ、「第 2 次秋田県地球温暖化対策推進計画」を策定し、2022 年（令和 4 年）3 月、昨今の国内外の動向等を踏まえ、改定を行いました。

改定を行った第 2 次計画では、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 54% 削減することを目標とし、「温室効果ガスの排出削減対策の推進」、「再生可能エネルギー等の導入の推進」、「脱炭素地域づくりの推進」などに重点的に取り組み、「県民総参加で脱炭素の実現を目指す地域社会の形成」を目指すことにしています。

また、気候変動適応法において、都道府県は、その区域における気候変動適応に関する施策の推進を図るため、地域気候変動適応計画を策定するよう努めることとされていることから、同計画に気候変動影響や適応策に関する内容を盛り込み、県の地域気候変動適応計画として位置付けています。

2 循環型社会の形成への取組

社会経済活動によって生じる大量の廃棄物は、最終処分場の残余容量のひっ迫や不法投棄の増大などの環境問題を引き起こしています。これまでの豊かな社会を支えてきた大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムやライフスタイルを見直し、資源の循環を基調とした、循環型社会への転換が求められています（図1）。

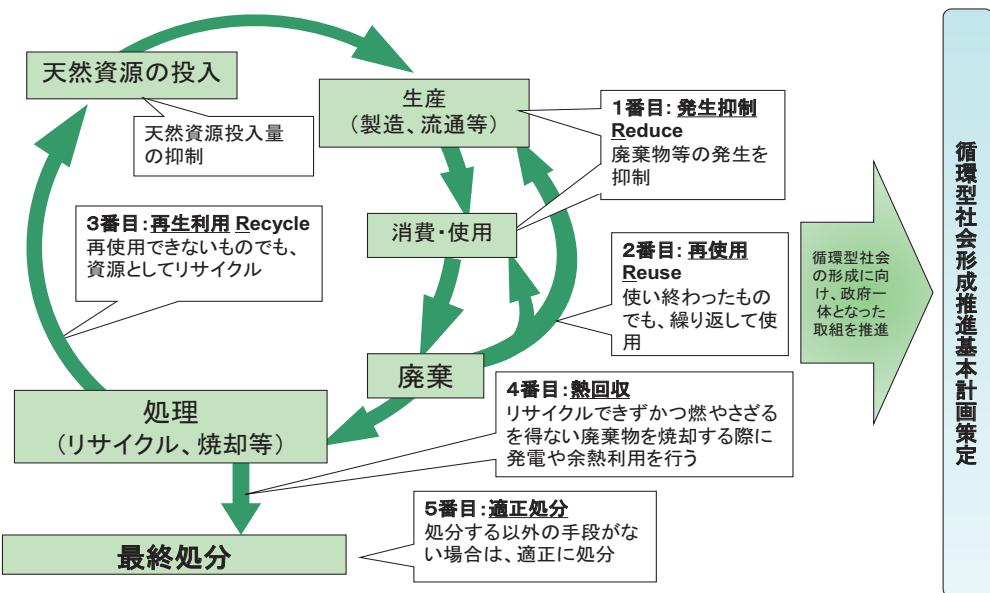


図1 循環型社会のイメージ

(1) 国内の取組

我が国では、平成12年6月に循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる「循環型社会形成推進基本法」を制定するとともに、個別物品については「容器包装リサイクル法」「家電リサイクル法」「食品リサイクル法」「建設リサイクル法」「自動車リサイクル法」「小型家電リサイクル法」を制定し、循環型社会の構築に向けて取り組んでいます（図2）。

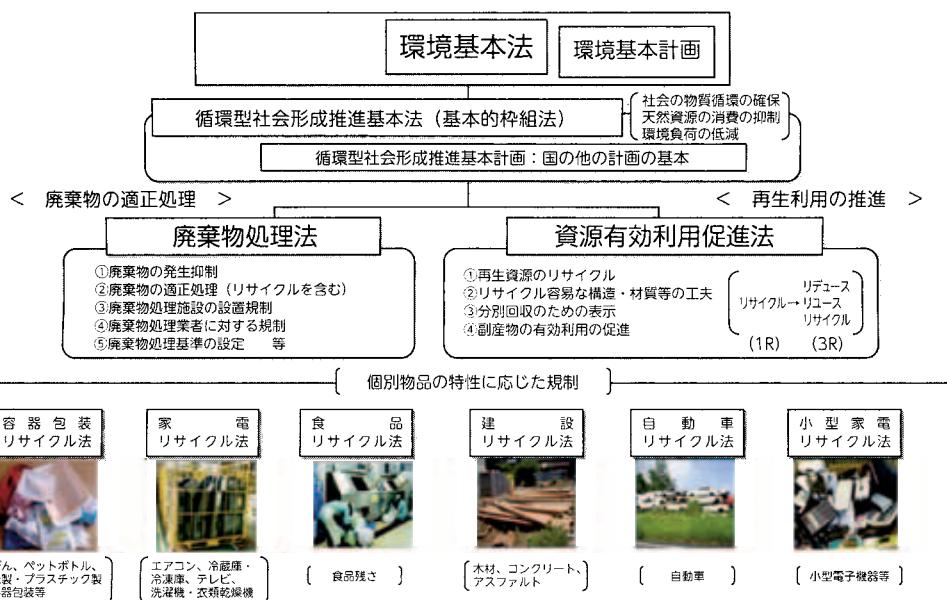


図2 循環型社会を形成するための法体系

「循環型社会形成推進基本法」では、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分という廃棄物・リサイクル対策上の優先順位が示されるとともに、事業者・国民の「排出者責任」の明確化や「拡大生産者責任」の一部原則が確立されました。

国では、この法律に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成15年に「第1次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。その後、5年ごとに見直しを行い、平成30年6月には「第4次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。

第4次計画は、循環型社会の現状を踏まえて、第3次計画（平成25年5月策定）で掲げた循環の質にも注目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、さらに経済的側面や社会的側面にも視野を広げました。循環型社会の形成に向けた中長期的な方向性として、①経済的側面、社会的側面との統合を含めた「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、②多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化、③ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、④適正処理の更なる推進と環境再生、⑤万全な災害廃棄物処理体制の構築、⑥適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進を掲げ、これらを支える⑦循環分野の基盤整備を進めることとしています。

また、廃プラスチックの有効利用率の低さや海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題となっている中、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定したほか、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行することにより、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継ぐため、プラスチックの徹底的な3Rやバイオプラスチックの導入など、再生不可能な資源への依存を減らし、再生可能資源へ置き換える取組等を推進することとしています。

（2）県の取組

県では、循環型社会の構築に向けて、平成19年3月に「秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定し、平成23年3月には廃棄物の適正処理と循環型社会形成を一体的に推進するために秋田県廃棄物処理計画を組み入れ、「第2次秋田県循環型社会形成推進基本計画」として策定しました。

平成28年3月には、大規模災害発生時における廃棄物処理や人口減少社会への対応などを加えた「第3次秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定し、令和3年3月には、プラスチックごみによる海洋汚染や、食品ロスなどの新たな課題等にも対応するため、「第4次秋田県循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。

本計画では、施策の方向として次の4つを掲げています。

- 1 家庭における環境を意識した行動の定着
- 2 事業活動における環境配慮の取組
- 3 廃棄物処理体制の確保
- 4 協働による課題への統合的な取組

なお、「第4次秋田県循環型社会形成推進基本計画」では、計画期間を令和3年度から7年度までとしており、7年度までに達成する基本目標として、経済社会に投入されるものの量に対して循環利用されたものの量の割合である循環利用率を13.3%（平成30年度値：10.5%）にすること等を設定しています。

3 大気環境及び水環境の保全

(1) 大気環境

本県の大気環境は、現在、秋田市など7市に17局の測定局を設置して常時監視等を行っていますが、おおむね良好な状況で保全されています。

しかし、越境大気汚染が懸念されていることから、光化学オキシダント及びPM2.5に関する注意報の発令等に備え、常時監視体制を維持する必要があります。

また、未だ多くの苦情が寄せられている稻わら等の焼却行為の防止に努めるとともに、石綿含有建築材料が使用されている可能性のある建築物等の解体等工事が今後も増加していくと予想されていることから、アスベスト飛散防止対策を継続して実施します。

(2) 水環境

県内の河川、湖沼、海域及び地下水の良好な水質を維持するため、水質汚濁防止法や秋田県公害防止条例に基づき、公共用水域や地下水の水質監視、工場・事業場の排水の監視指導を行っています。また、長期にわたり環境基準が未達成となっている八郎湖については、水質保全計画に基づき、総合的な対策を推進しています。

《八郎湖》

干拓事業完了以降に富栄養化が進み、水質改善が待ち望まれる八郎湖は、平成19年12月、「湖沼水質保全特別措置法」に基づき指定湖沼の指定を受け、各種制度の活用を図りながら、流域全体で水質保全対策を推進することとされました。指定湖沼の指定は全国11番目で、秋田県では初めての指定です(図3、東北地方では宮城県の釜房ダム貯水池に続き2番目の指定)。

県では、平成20年3月に「八郎湖に係る湖沼水質保全計画(第1期)」(平成19~24年度)、平成26年3月に「八郎湖に係る湖沼水質保全計画(第2期)」(平成25~30年度)、令和2年3月に「八郎湖に係る湖沼水質保全計画(第3期)」(令和元~6年度)を策定し、関係機関と連携のもと総合的な水質保全対策を推進しています(図4)。

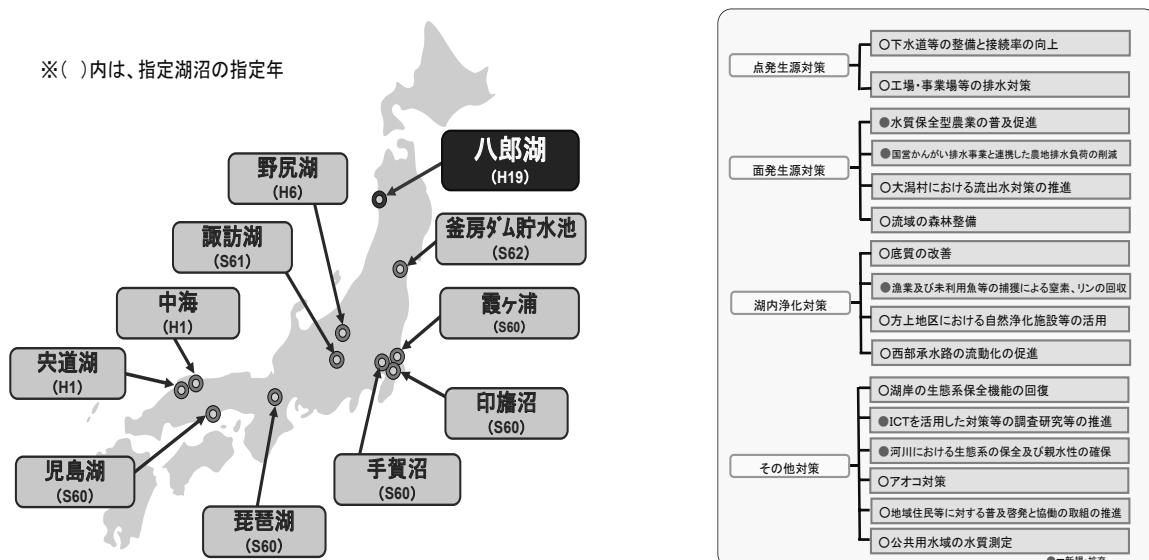


図3 湖沼水質保全特別措置法による
指定湖沼一覧

図4 八郎湖に係る湖沼水質保全計画(第3期)に
掲げる主な水質保全対策の概要

4 すぐれた自然の保全と継承

近年、道路・ダム等の建設や各種開発事業などにおける自然環境への配慮がますます重要視されるようになっていますが、こうした大規模な開発に限らず、農林水産業における農薬・肥料の使用や工場等の事業活動はもちろん、野外レクリエーションなどの身近な活動等においても、自然を正しく理解し、自然環境に及ぼす影響をできる限り回避する必要があります。県では、自然環境保全地域や自然公園の指定・管理、野生動植物の保護・保全、自然保护思想の普及等を通じて、貴重な自然の保護・保全に取り組んできたほか、環境影響評価制度の運用等により、各種開発事業に対して環境配慮を求めてきました。今後は、身近な自然環境の保全や生物多様性の保全といった課題にも対応し、将来にわたって自然と共生するための施策を引き続き推進します。

また、本県は、山岳地等の変化に富んだ地形や湿潤な気候風土の中で、豊かな自然環境に恵まれています。これらの自然環境は、長年にわたる節度のある利用により自然界の物質循環が保たれ、今日まで引き継がれてきたもので、私たちにとって貴重な財産であるとともに、次世代に確実に引き継いでいかなければならないものです。特に、コナラやミズナラなどからなる二次林は、私たちの日常生活を包み込んできたふるさとの原風景となってきています。しかし、生活様式の変化によって日常的な関わりが薄れ、人の手が入ることにより維持された環境が劣化していることから、これらの保全を図る必要性が高まっています。このため、自然に対する感受性や関心を培い、人と自然との関わりや私たちの生活のあり方について考えたり、学んだりすることが重要になってきていることなどから、自然とふれあえる機会を提供する自然体験活動など普及啓発に努めています。

我が国は、平成5年に生物多様性条約を批准していますが、同条約では、生物の多様性を「すべての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。」と定義されています。換言すれば、地球上の約3,000万種とも推定される生物が相互に関わり合い、それぞれの地域の環境に応じて存在している状況が生物多様性といえます。我々人類も生物多様性を構成する一員として存在し、自然界から大気や水、食料や医薬品、さらには知恵や伝統、文化的要素などの恵みを受けており、私たちには将来の世代の豊かな暮らしを守るためにも、生物多様性を保全し、その利用にあたっては、持続可能な方法で行う責務があります。

このような背景から、平成22年10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において採択された愛知目標の達成に向けたロードマップを示すとともに、東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すため、国では平成24年9月に「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定しました。この中で、地方公共団体には、生物多様性地域戦略を策定することが求められており、本県では令和3年3月に「秋田県生物多様性地域戦略」を策定しました。